

小玉塾・記述式 de 必勝講座ガイダンステキスト
(2017年7月15日)

不動産登記法(小玉塾・書式集)サンプルテキスト

<重要度★>

Q20 甲土地には、甲区2番でA及びBを共有者とする旨の登記（A持分は5分の2、B持分は5分の3）がされている。さらに、甲区3番でAを権利者、Bを義務者とし、B持分5分の3をAに移転する旨の持分移転の登記がなされている。平成30年7月2日、AはCに対し、甲区2番で登記された甲土地の持分5分の2のみを適法に売却した。

A20

登記の目的	所有権一部（順位 2 番で登記した持分）移転
登記原因及びその日付	平成 30 年 7 月 2 日売買
登 記 事 項	なし
申請人の氏名又は名称	権利者 持分 5 分の 2C 義務者 A
登録免許税	移転した持分の価額の 1000 分の 20

<重要度★>

Q21 甲土地には、甲区2番でA及びBを共有者とする旨の登記（A持分は5分の2、B持分は5分の3）がされている。そして、甲区3番でAを権利者、Bを義務者とし、B持分5分の3をAに移転する旨の持分移転の登記がされている。さらに、甲区4番でAからCへの相続による所有権移転の登記がされている。また、乙区1番には、甲区2番のA持分を目的として抵当権設定の登記がされている。

この場合において、平成30年7月2日、CはDに対し、1番抵当権の目的とされていない持分のみを適法に売却した。

A21

登記の目的	所有権一部（順位 3 番から移転した持分）移転
登記原因及びその日付	平成 30 年 7 月 2 日売買
登記事項	なし
申請人の氏名又は名称	権利者 持分 5 分の 3D 義務者 C
登録免許税	移転した持分の価額の 1000 分の 20

(甲区)

2 目的 (省略)

原因 平成 16 年 1 月 5 日売買

共有者 持分 5 分の 2 A

5 分の 3 B

3 目的 B 持分全部移転

原因 平成 19 年 1 月 5 日売買

共有者 持分 5 分の 3 A

4 目的 所有権移転

原因 平成 21 年 1 月 5 日相続

所有者 C

(乙区)

1 A 持分抵当権設定

原因 平成 16 年 1 月 5 日金銭消費貸借同日設定

(以下省略)

※ 本問は、甲区 4 番のうち、抵当権の目的とされていない部分のみを移転する登記について聞かれている。

この場合、甲区 4 番の登記記録だけを見ても、どの部分が抵当権の目的となっているのか、特定できない。(そもそも、順位 4 番の登記をする際に、「2 番で登記した A 持分」と「3 番で登記した A 持分」を別々に登記できれば問題ないが、「相続による一部移転の登記はできない」という大前提があるため、それはできなかった。)

→仕方がないから、前の登記に遡って、抵当権の目的となっている部分を特定する。

以上の理由で、登記の目的を「所有権一部（順位 3 番から移転した持分）移転」と記載することになる。

(試験対策上は、「相続登記のうちのある一部分を移転する場合には遡って特定する」ということを覚えておけば、「〇番で登記した持分」と「〇番から移転した持分」の記載を間違えないと思います。)

不動産登記法(記述式ネタ集+)サンプルテキスト

⑨相続と遺贈

民法 964 条 (包括遺贈及び特定遺贈)

遺言者は、包括又は特定の名義で、その財産の全部又は一部を処分することができる。ただし、遺留分に関する規定に違反することができない。

民法 985 条 (遺言の効力の発生時期)

I 遺言は、遺言者の死亡の時からその効力を生ずる。

民法 1012 条 (遺言執行者の権利義務)

I 遺言執行者は、相続財産の管理その他遺言の執行に必要な一切の行為をする権利義務を有する。

Q56 相続人の全員 A・B・C・D に対し、「遺言者は、全財産を次の割合で遺贈する。A 2 分の 1 B 6 分の 1 C 6 分の 1 D 6 分の 1」との遺言に基づき所有権移転の登記を申請する場合は、その登記原因は、相続である。(4-16-2)

Q57 「遺言者は、A (相続人の一人) に甲不動産を遺贈する。」旨の遺言に基づき、所有権移転の登記を申請する場合は、その登記原因は、相続である。(4-16-3)

Q58 A には離婚をした配偶者 B と子 C 及び D が、D には子 E がいる。A が公正証書による遺言をして死亡した事例において、遺言の内容が「全財産の 3 分の 1 は C に相続させ、残りは B に贈与する。」であった場合には、C は、B への遺贈の登記がされたかどうかにかかわらず、相続を原因とする持分 3 分の 1 の登記申請をすることができる。(15-18-エ)

申請例

A56 正しい。相続人全員に対する包括遺贈の場合は、「相続」を原因とします。

A57 誤り。相続人全員に対する包括遺贈の場合以外では、「遺贈する」との文言の遺言ならば「遺贈」を原因とします。

A58 誤り。不動産登記法上、相続による所有権一部移転という登記手続はないため、この場合、遺贈の登記を先に申請すべきことになります。

<申請例>

<1 件目>	
目的	所有権一部移転
原因	年月日遺贈
権利者	持分 3 分の 2B
義務者	亡A相続人C 同D



<2 件目>	
目的	A持分全部移転
原因	年月日相続
相続人 (被相続人A)	持分 3 分の 1C

不動産登記法(小玉塾・過去問集)サンプルテキスト

平成 22 年度本試験・解答手順表

1. 問題文の柱書を読む。

「平成 29 年 6 月 22 日」「同日」「登記の申請を行った」という文言にチェック。

(登記申請日をチェック。)

「調査の結果、(事実関係)記載の 3 の事実が判明した。」という文言にチェック。

(特徴のある文言なので、チェックしておく。)

「後記(1)及び(2)の間に答えなさい。」とあるので、まず「問い」を見る。

2. 問(1)を読む。

毎度書かれているわけではない、特徴的な文言をピックアップしておく。

ウの「別紙〇」のように、「〇〇の承諾書」のように」という文言にチェック。

(添付情報は、書き方の具体例にチェックしておき、これを真似て答案を書くようにする。)

「委任状を添付する場合において、委任者が何らかの法的地位に基づいて委任しているときは、その法的地位を明らかにして記載しなさい。」「()内に「なし」と記載しなさい」という文言にチェック。

エの「別紙 1」・「別紙 2」のどちらか又は両方を○で囲んで解答しなさい。」「第 1 欄については、既に記載してある。」という文言にチェック。

(特徴的な文言にチェックしておく。)

3. 問(2)を読む。

現時点では、内容が分からないので、ざっと目を通しておくだけにする。

4. 答案作成上の注意事項を読む。

1 の「別紙 3 から 6 までに提示されていない登記に必要な書類は、法律上すべて適式に作成され整っていて、法律上必要な手続も、すべて採られているものとする。」という文言にチェック。

2 の「登録免許税が免除され、又は軽減されている場合には、その根拠となる法令の条項を登録免許税欄に登録免許税額とともに記載しなさい。」という文言にチェック。

5. 別紙 1 の登記記録にざっと目を通す。

土地の場合、農地か宅地かチェックしておく。地積をチェックしておく。

6. 別紙 2 の登記記録にざっと目を通す。

土地の場合、農地か宅地かチェックしておく。地積をチェックしておく。

(別紙ごとに「地積が異なる」ということをチェックしておく、以後、地積を見るだけで不動産を特定することができる。)

7. 別紙 3 を読む。

「最後の住所」と「登記簿上の住所」, 「別紙 1 の登記記録の香取仁の住所」とを見比べ、変更がないか一応確認する (→本問では、住所の変更なし。)

香取仁が平成 29 年 5 月 1 日に死亡したこと、相続人として香取太郎と香取敏行がいるが香取敏行は相続放棄をしていること、香取太郎は、香取仁の相続開始後に死亡していること (つまり、数次相続が発生していること)、香取太郎の相続人として香取博子と香取次郎がいること、を確認する。

香取次郎の出生年月日「平成 22 年 5 月 28 日」にチェックし、未成年者であることを確認する。

ポイント知識 問題文に平成生まれの者がいたら、未成年者である可能性が高い。この場合、「利益相反行為」の論点を疑うこと (解説 P94 参照)。

8. (事実関係)の 1 を読む。

「法定相続分のおりに相続することになった。」という文言にチェック。

9. 登記記録から「香取仁」を探す。

別紙 1 の不動産の共有者 (甲区 2 番) だと分かる。

⇒別紙 1 に「香取仁持分全部移転 29. 5/1 香取太郎相続 29. 6/15 相続」をメモする。

⇒別紙 1 の登記記録の香取仁の氏名の横に「亡」をメモする。

(こうしておく、死者であることが一目瞭然となり、仮に、その後に相続人による登記が出題された場合に、書き忘れしにくい。→本問では結果的に解答に影響なし。)

⇒香取博子は、香取次郎の親権者として登記申請をするので、「親権を証する情報」もメモしておく (あとで書き忘れないため。)

10. 別紙 4 を読む。

「被相続人 亡 岩倉平太」, 「平成 28 年 2 月 1 日死亡」, 「被相続人 亡 岩倉平太の相続財産管理人として」, 「佐野 明」にチェック。

11. (事実関係)の 2 を読む。

「特別縁故者からの相続財産の分与の請求の法定期限である平成 29 年 5 月 28 日までに、その請求はなかった。」という文言にチェック。

12. 登記記録から「岩倉平太」を探す。

別紙 2 の不動産の共有者 (甲区 1 番) だと分かる。

- ⇒別紙 2 に「1 番所有権登記名義人氏名変更 24. 2/1 相続人不存在」をメモする。
- ⇒「別紙 4 (相続財産管理人の選任審判書)」もメモしておく(あとで書き忘れないため)。
- ⇒別紙 2 の登記記録の岩倉平太の氏名の横に「亡」をメモする。
- ⇒別紙 2 に「亡岩倉平太持分全部移転 25. 5/29 特別縁故者不存在確定」をメモする。
- ⇒「別紙 4 (相続財産管理人の選任審判書)」, 「親権を証する情報」もメモしておく(あとで書き忘れないため)。

ポイント知識 特別縁故者不存在確定を登記原因とする持分移転の登記の登記原因日付は, 「特別縁故者からの相続財産の分与の請求の法定期限」の「翌日」。

13. 別紙 5 を読む。

「抵当権者 (甲) 株式会社青山銀行」, 「債務者兼抵当権設定者 (乙) 香取博子」, 「抵当権設定者 (丙) (省略)」にチェック。

※抵当権設定者について「(省略)」とされている理由は, ここに香取次郎を記載してしまうと, 「香取博子が債務者で香取次郎が設定者」と明示してしまうことになり, 利益相反行為であることがすぐに分かってしまうためです。

「抵当権 (平成 29 年 4 月 2 日…受付第 38653 号登記済)」, 「香取博子及び香取次郎が追加で取得した後記 (2) の物件の持分に対して本件抵当権の変更をする」にチェック。

「既存抵当物件」の内容を見ると, 別紙 1 及び別紙 2 の不動産についての香取博子と香取次郎のもともとの持分が記載されていることが分かる。

「追加抵当物件」の内容を見ると, 別紙 1 及び別紙 2 の不動産についての香取博子と香取次郎が新たに取得した持分が記載されていることが分かる。

※「省略」とされている理由は, ここに持分を記載してしまうと解答第 1 欄及び第 3 欄の答えが分かってしまうためです。

ここを読むと, (手順 7 及び 12 において) 香取博子と香取次郎が取得した持分について抵当権の効力を及ぼす変更の登記を申請することが分かる。

14. 登記記録から「抵当権(平成 29 年 4 月 2 日…受付第 38653 号登記済)」を探す。

別紙 1 及び 2 の不動産の 1 番抵当権だと分かる。

⇒別紙 1 又は別紙 2 のどちらかに「1 番抵当権の効力を所有権全部に及ぼす変更 29. 4/2 金銭消費貸借 29. 6/22 設定」をメモする。

⇒別紙 1 又は別紙 2 のどちらかメモをしなかったほうに「別〇と同じ」をメモする(問題文メモ・記載例参照)。

(登記の目的が同じで, 同一債権を担保するための抵当権の登記なので, 一括申請することができます。両方にメモをすると時間がかかるので, 以上のように, 一方にだけメモしておくようにしましょう。)

⇒「別紙 6 (代表者事項証明書)」, 「特別代理人の選任審判書」, 「登録免許税が金 3000 円」もメモしておく(あとで書き忘れないため)。

15. 別紙 6 を読む。

特別な記載がないので、ざっと読み飛ばす（解答として「資格証明情報」として提供する書面です。）。

16. (事実関係)の 3 を読む。

「別紙 1 の土地に係る不動産の課税標準の額は 900 万円、別紙 2 の土地に係る不動産の課税標準の額は 600 万円」という記載があるので、別紙 1、別紙 2 に課税標準金額をメモしておく。

17. 問(1)を再度読む。

別紙 1、2 のメモ書きと照らし合わせながら読み、解答欄のどの欄に、どの順番で、どの申請書を書くのか特定する。

18. 登記申請の順序を確定する。

⇒別紙 1 及び別紙 2 のメモ書きに「1 件目」、「2 件目」というようにメモを書き加える（問題文メモ・記載例参照）。

19. 解答第 1 欄から第 4 欄までを埋める。

これまで登記記録にメモ書きしたものを書き写し、解答欄の「登記の目的」「登記原因及びその日付」「申請人の氏名又は名称」（親権を証する情報）「登録免許税 3000 円」など、メモ書きに書き加えた特殊な添付情報等については、この時点で添付情報欄等へ書き写しておく。）欄を埋める。

問 (1) でチェックしておいたもののうち、添付情報の記載方法についての注意事項（本問では、「イ、ウ」）について、再度目を通し、これに従って解答欄の「添付情報」欄を埋める。

具体的には、ウの「別紙〇」のように、「〇〇の承諾書」のように」という文言、「委任状を添付する場合において、委任者が何らかの法的地位に基づいて委任しているときは、その法的地位を明らかにして記載しなさい。」「()内に「なし」と記載しなさい」という文言を真似て答案を作成する。

問 (1) でチェックしておいたもののうち、「不動産の特定」についての記載（本問では、「エ」）について、再度目を通し、これに従って解答欄の「不動産の特定」欄を埋める。

別紙 1 及び 2 にメモ書きしておいた課税標準金額を見ながら、登録免許税の計算をして、解答欄の「登録免許税」欄を埋める。

20. 問(2)を再度読む。

「当該土地の香取仁、香取博子及び香取次郎への売買は、当時意思能力はあった秋山晋介自身が、補助人の関与なしに単独で行い、その所有権の移転の登記手続も、秋山晋介自身が単独で司法書士に依頼した」、「香取博子及び香取次郎は、X に別紙 1 の土地の所有権

を対抗することができるか。その可否及びその理由を第 36 問答案用紙の第 5 欄に記載しなさい。」にチェック。

21. 解答第 5 欄を埋める。

内容については、解説 P97 参照。

以上

[MEMO]

平成 22 年度本試験問題文メモ・記載例①

別紙 1

(登記記録の記録)

900 万

①

表題部 所 在 新宿区東新橋二丁目
 地 番 123 番 1
 地 目 宅地
 地 積 **500.55 m²**

①
**仁持全移
 29.5/1 太郎相 29.
 6/15 相
 相 (仁)
 持 6分の1 香博
 6分の1 香次
 親**

権利部

甲区 1 番 所有権移転

平成 19 年 2 月 15 日第 25555 号

原 因 平成 19 年 2 月 15 日売買

所 有 者 東京都新宿区千人町 888 番地 72 秋山晋介

甲区 2 番 所有権移転

平成 29 年 4 月 2 日第 38652 号

原 因 平成 29 年 4 月 2 日売買

共 有 者 茨城県つくば市大町五丁目 44 番 8 号

持分 3分の1 亡 香取仁

茨城県つくば市大町五丁目 44 番 8 号

3分の1 香取博子

茨城県つくば市大町五丁目 44 番 8 号

3分の1 香取次郎

④

乙区 1 番 香取博子, 香取次郎持分抵当権設定

平成 29 年 4 月 2 日第 38653 号

原 因 平成 29 年 4 月 2 日金銭消費貸付

債 権 額 金 1,500 万円

利 息 年 5% (年 365 日日割計算)

損 害 金 年 14.5% (年 365 日日割計算)

債 務 者 茨城県つくば市大町五丁目 44 番 8 号

抵当権者 名古屋市中区光栄三丁目 5 番 8 号

株式会社青山銀行

共同担保 目録 (む) 第 2767

④
**1 抵の効力を所全に
 及ぼす変更 (付記)
 29.4/2 金消 29.
 6/22 設
 〃 △青山銀行
 △ 香博, 香次
 別 6. 選. 3000 円**

平成 22 年度本試験問題文メモ・記載例②

別紙 2

(登記記録の記録) **600 万**

表題部 所在地 新宿区東新橋二丁目
 地番 123 番 2
 地目 宅地
 地積 **333.55 m²**

権利部

甲区 1 番 所有権移転
 平成 26 年 9 月 14 日第 79856 号
 原因 平成 26 年 9 月 14 日売買
 共有者 茨城県つくば市大町五丁目 44 番 8 号
 持分 4 分の 2 香取博子
 茨城県つくば市大町五丁目 44 番 8 号
 4 分の 1 香取次郎
 千葉県成田市千倉町二丁目 44 番 8 号
 4 分の 1 **亡**岩倉平太

2
 1 所氏変更
 28. 2/1 相不存在
 申 亡岩平相財管
 佐野明
 別 4

3
 亡岩平相財持全移
 29. 5/29 持縁不確
 リ 12 分の 2 香博
 12 分の 1 香次
 △ 亡岩平相財
 別 4. 親

乙区 1 番 香取博子，香取次郎持分抵当権設定
 平成 29 年 4 月 2 日第 38653 号
 原因 平成 29 年 4 月 2 日金銭消費貸借同日設定
 債権額 金 1,500 万円
 利息 年 5% (年 365 日日割計算)
 損害金 年 14.5% (年 365 日日割計算)
 債務者 茨城県つくば市大町五丁目 44 番 8 号
 抵当権者 名古屋市中区光栄三丁目 5 番 8 号
 株式会社青山銀行
 共同担保 目録 (む) 第 2767 号

別 1 と同じ

商業登記法(これで納得集)サンプルテキスト

役員等の任期

会社法 332 条 (取締役の任期)

- I 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- III 委員会設置会社の取締役についての第 1 項の規定の適用については、同項中「2 年」とあるのは、「1 年」とする。

会社法 334 条 (会計参与の任期)

- I 第 332 条の規定は、会計参与の任期について準用する。

会社法 336 条 (監査役の任期)

- I 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

会社法 338 条 (会計監査人の任期)

- I 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- II 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

役員等の任期には、4 つのバリエーションがあります。

ここでの注意点は、「取締役と会計参与の任期は 2 年、監査役は 4 年、会計監査人は 1 年」と単純に覚えてしまっはいけないということです。

ちゃんと条文を見てみると、例えば取締役の任期の条文では、「選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで」とありますね。

この意味は、例えば、平成 27 年 6 月 28 日に就任している取締役の任期は、選任時である平成 27 年 6 月 28 日の 2 年後である平成 29 年 6 月 28 日以内に終了する事業年度に係る定時株主総会の終結の時までということです。

平成 29 年 6 月 28 日以内に終了する事業年度とは、(事業年度が 4 月 1 日から翌 3 月 31 日までの会社なら)平成 29 年 3 月 31 日までの事業年度です。

だから、もし平成 29 年 6 月 10 日に平成 29 年 3 月 31 日までの事業年度に係る定時株主総会が開かれたなら、その終結時までが任期ということになります。

次に、この「2年、4年、1年」のパターンの覚え方です。

まず、取締役2年という数字は、単純に覚えて下さい。

まずはここがスタート地点。

次に、会計参与の任期が取締役の任期と同じだということも押さえて下さい。

監査役は4年ですね。

これは、監査役が取締役や会計参与の職務の執行を監査する立場にあるから、その地位の強化を図るために、取締役の2倍の4年ということになっています。

会計監査人は1年です。

会計監査人については、338条2項の条文を見てもらえれば分かると思いますが、定時株主総会で別段の決議（不再任の決議）がされなかったときは再任されるとする、いわゆる自動再任制が採用されています。だから、そこで地位の強化が図られてる。その代わりに1年にしていると覚えて下さい。

事業年度の変更（事業年度の伸張）

昭和 35 年先例

株式会社が事業年度を変更した場合において、在任する取締役の任期の基準となる「選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のもの」の時期が繰り上がることとなったときは、その任期も短縮される（昭 35. 8. 16 民 4. 146）。

事業年度の変更の決議がなされると、役員等（取締役、会計参与、監査役、会計監査人）の任期に影響します。

例えば、会社の定款で「当会社の事業年度は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までである。」と定められているとします。

この場合に、平成 27 年 6 月 27 日取締役 A が選任されて就任したときは、A の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時である平成 29 年（通常は、6 月頃）に開催されるべき定時株主総会の終結時に満了します。

でも、その後の平成 28 年 8 月 20 日の臨時株主総会での定款の変更により「当会社の事業年度は、10 月 1 日から翌年 9 月 30 日までである。」とされ、定款附則において、「平成 28 年度の事業年度は、4 月 1 日から翌年 9 月 30 日までとする。」とされたとします。

そうすると、この附則によって、平成 27 年 6 月 27 日取締役に選任されて就任した A の選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会は、平成 28 年 6 月頃に開催された定時株主総会ということになります。

つまり、取締役 A の任期は、当初の予定より短いものとなります。

なぜなら、平成 28 年の事業年度が伸長されたことによって、平成 29 年（通常は、12 月頃）に開催されるべき定時株主総会は、A にとって「選任後 2 年以内」のものではなくなってしまふからです。

以上からすると、A の任期は、平成 28 年 6 月頃に開催された定時株主総会の終結時に満了します。

そうすると、事業年度の変更の決議をした平成 28 年 8 月 20 日の臨時株主総会の時点では A の任期は、すでに満了していることとなります。

もっとも、在任している取締役がさかのぼって過去に退任していたとするのは、妥当ではないとされています。

だから、この場合、取締役 A は、定款変更時である平成 28 年 8 月 20 日に退任することになります。

[MEMO]

事業年度の変更（事業年度の伸長）

<事業年度伸長（問題1）>

役員に関する事項	取締役 A	平成 29 年 3 月 28 日 重任
		平成 29 年 4 月 1 日 登記
	取締役 B	平成 29 年 10 月 28 日 就任
		平成 29 年 11 月 1 日 登記
	取締役 C	平成 30 年 3 月 28 日 就任
		平成 30 年 4 月 1 日 登記
東京都千代田区さくら町 3 番地 代表取締役 A	平成 29 年 3 月 28 日 重任	
	平成 29 年 4 月 1 日 登記	
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	

（登記記録に株式の譲渡制限に関する規定はない。）

（役員は、選任日に就任している。定時株主総会は、毎年 3 月 28 日に開催されている。）

以上の登記記録のある会社について、以下の決議がされたとする。

平成 30 年 3 月 28 日開催の定時株主総会における議事の概要 (中略)	
第 2 号議案 定款一部変更の件	
次のとおり、定款の一部変更を求めたところ、可決承認された。	
現行	変更案
(事業年度) 第〇条 当社の事業年度は、毎年 <u>1 月 1 日から同年 12 月 31 日まで</u> の年 1 期とする。	(事業年度) 第〇条 当社の事業年度は、毎 年 <u>4 月 1 日から翌年 3 月 31 日ま</u> でとする。
【新設】	附則 <u>第〇条(事業年度)の規定にか</u> <u>かわらず、平成 30 年 1 月 1 日か</u> <u>ら始まる事業年度は、平成 31 年</u> <u>3 月 31 日までとする。</u>

（事業年度変更後の定時株主総会は、毎年 6 月 28 日に開催されるものとする。）

この場合における、取締役 A, B, C の任期満了となる定時株主総会はいつのものか？

[MEMO]

平成 30 年 6 月 30 日に登記を申請した場合には，退任年月日は以下のようになる。

(※登記懈怠及び取締役の権利義務については考慮しないこととします。)

A…平成 30 年 3 月 28 日退任

B…退任しない。

C…退任しない。

[MEMO]

事業年度の変更（事業年度の短縮）

例えば、会社の定款で「当会社の事業年度は、4月1日から翌年3月31日までである。」と定められているとします。

この場合に、平成27年6月27日取締役Aが選任されて就任したときは、Aの任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時である平成29年（通常は、6月頃）に開催されるべき定時株主総会の終結時に満了します。

でも、その後の平成28年8月20日の臨時株主総会での定款の変更により「当会社の事業年度は、10月1日から翌年9月30日までである。」とされ、定款附則において、「平成28年度4月1日から始まる事業年度は、4月1日から9月30日までの6か月間とする。」とされたとします。

そうすると、この附則によって、平成27年6月27日取締役に選任されて就任したAの選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会は、平成28年12月頃に開催された定時株主総会ということになります。

つまり、（事業年度伸張の場合と同じく、）取締役Aの任期は、当初の予定（平成29年6月頃の定時株主総会の終結時）より短いものとなります。

なぜなら、平成28年4月1日から始まる事業年度が短縮されたことによって、平成28年（通常は、12月頃）に開催されるべき定時株主総会が、Aにとって「選任後2年以内」のものになるからです。

事業年度の変更がされたことによって、（次の事業年度についての定時株主総会は、平成29年6月頃には定時株主総会が開催されず、）次の事業年度についての定時株主総会は、平成29年12月頃に開催されることとなります。

平成27年6月27日に選任されたAの「選任後2年以内」ということは、平成29年6月27日以内ということになりますので、平成29年12月に定時株主総会が開催されるべき事業年度（平成29年9月30日終了）は、もう選任後2年以内とはいえません。

ですから、その1個前の定時株主総会である平成28年12月に開催されたものがAにとって選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会ということになります。

以上からすると、Aの任期は、平成28年12月頃に開催された定時株主総会の終結時に満了します。

[MEMO]

事業年度の変更（事業年度の短縮）

<事業年度短縮（問題2）>

役員に関する事項	取締役 A	平成 29 年 3 月 28 日 重任
		平成 29 年 4 月 1 日 登記
	取締役 B	平成 29 年 6 月 28 日 就任
		平成 29 年 7 月 1 日 登記
	取締役 C	平成 30 年 3 月 28 日 就任
		平成 30 年 4 月 1 日 登記
東京都千代田区さくら町 3 番地 代表取締役 A	平成 29 年 3 月 28 日 重任	
	平成 29 年 4 月 1 日 登記	
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	

（登記記録に株式の譲渡制限に関する規定はない。）

（役員は、選任日に就任している。定時株主総会は、毎年 3 月 28 日に開催されている。）

以上の登記記録のある会社について、以下の決議がされたとする。

平成 30 年 3 月 28 日開催の定時株主総会における議事の概要 (中略)	
第 2 号議案 定款一部変更の件	
次のとおり、定款の一部変更を求めたところ、可決承認された。	
現行	変更案
(事業年度) 第〇条 当社の事業年度は、毎年 <u>1 月 1 日から同年 12 月 31 日まで</u> の年 1 期とする。	(事業年度) 第〇条 当社の事業年度は、毎 年 <u>10 月 1 日から翌年 9 月 30 日</u> までとする。
【新設】	附則 <u>第〇条(事業年度)の規定にか</u> <u>かわらず、平成 30 年 1 月 1 日か</u> <u>ら始まる事業年度は、平成 30 年</u> <u>9 月 30 日までの 9 か月間とする。</u>

（事業年度変更後の定時株主総会は、毎年 12 月 28 日に開催されるものとする。）

この場合における、取締役 A, B, C の任期満了となる定時株主総会はいつのものか？

[MEMO]

平成 30 年 6 月 30 日に登記を申請した場合には，退任年月日は以下のようになる。

(※登記懈怠及び取締役の権利義務については考慮しないこととします。)

A…退任しない。

B…退任しない。

C…退任しない。

[MEMO]